

Ⅲ 環境基準等

1 大気汚染に関する環境基準

(1) 大気の汚染等に係る環境基準

物質	二酸化硫黄*1	一酸化炭素*1	浮遊粒子状物質*1	二酸化窒素*2	光化学オキシダント*1
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分光計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法、又はエチレンを用いる化学発光法
備考	1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。				

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

*1 大気の汚染に係る環境基準について

昭和48年5月8日 環境庁告示第25号
最近改正 平成8年10月25日 環境庁告示第73号

*2 二酸化窒素に係る環境基準について

昭和53年7月11日 環境庁告示第38号
最近改正 平成8年10月25日 環境庁告示第74号

(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

平成9年2月4日 環境庁告示第4号
最近改正 平成13年4月20日 環境省告示第30号

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	一年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	一年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法

環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない場所については、適用しない。

2 悪臭防止法の定める悪臭物質と規制基準

昭和48年5月31日 横浜市告示第129号
最近改正 平成7年4月5日 横浜市告示第87号

悪臭物質名	規制基準	悪臭物質名	規制基準
アンモニア	1 ppm	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	イソブタノール	0.9 ppm
硫化水素	0.02 ppm	酢酸エチル	3 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	メチルイソブチルケトン	1 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	トルエン	10 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	スチレン	0.4 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	キシレン	1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	プロピオン酸	0.03 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	ノルマル酪酸	0.001 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	ノルマル吉草酸	0.0009ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	イソ吉草酸	0.001 ppm

* 規制基準は敷地境界線での基準のみを示す。

3 騒音に関する環境基準・道路交通騒音の要請限度 及び 道路交通振動の要請限度

(1) 騒音の環境基準（一般環境）

地域の類型	LAeq：等価騒音レベル dB(A)	
	昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

（注：横浜市にはAAにあてはまる地域はない。）

(2) 騒音の環境基準（道路に面する地域については下表のとおりとする）

地域の区分	LAeq：等価騒音レベル dB(A)	
	昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

LAeq：等価騒音レベル dB(A)	
昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
70デシベル以下	65デシベル以下

* 「幹線交通を担う道路」：高速自動車国道、自動車専用道路、一般国道及び都道府県道並びに4車線以上の市町村道をいう。

(3) 道路交通騒音の要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

	区域の区分	LAeq：等価騒音レベル dB(A)	
		昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
1	a区域及び b区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル以下	55デシベル以下
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル以下	65デシベル以下
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する地域	75デシベル以下	70デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以上の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

地域の類型、区域区分

環境基準の地域の類型	騒音規制法の区域の区分	都市計画法による用途地域
A地域	a区域	第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
B地域	b区域	第1種住居地域
		第2種住居地域
		準住居地域
		無指定
C地域	c区域	近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
		工業地域

<自動車騒音の限度>

騒音規制法第17条第1項の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、市長は公安委員会に対し、道路交通法による規制措置をとるよう要請することができ、また、道路管理者又は関係行政機関の長に対して、自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることができる。

(4) 道路交通振動の要請限度

振動規制法第16条第1項に基づく道路交通振動の限度

昭和51年11月10日 総理府令第58号、振動規制法施行規則別表第2

	昼間（午前8時～午後7時）	夜間（午後7時～午前8時）
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

区域の区分

振動規制法の区域の区分	都市計画法による用途地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	無指定
第2種区域	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

<道路交通振動の限度>

振動規制法第16条第1項の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市長は、道路管理者に道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は、公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

(5) 新幹線鉄道騒音の環境基準

昭和50年7月29日 環境庁告示第46号

地域の類型	都市計画法による用途地域	基準値
I	第1種低層住居専用地域	70デシベル以下
	第2種低層住居専用地域	
	第1種中高層住居専用地域	
	第2種中高層住居専用地域	
	第1種住居地域	
	第2種住居地域	
	準住居地域	
	無指定	
II	近隣商業地域	75デシベル以下
	商業地域	
	準工業地域	
	工業地域	

(6) 新幹線鉄道振動の指針値

- ・70デシベルを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。
- ・病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。

4 水質汚濁に関する環境基準 (抜粋)

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
最近改正 平成15年11月5日 環境省告示第123号

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	環境基準値	項目	環境基準値
カドミウム	0.01 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
公共用水域及び地下水を対象とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
河川	B 水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000 MPN/ 100mL 以下
	C 水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
	D 工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
	E 工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—

基準値は日間平均値とする。
大腸菌群数に係る基準値については、当分適用しない。

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質
海域	B 水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
	C 環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

基準値は日間平均値とする。

海 域	項 目 類 型	利用目的の適応性	基準値	
			全窒素	全りん
Ⅲ	Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
		Ⅳ	水産3種、工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下

基準値は表層の年間平均値とする。

(3) 有害物質項目及び排水基準

有害物質の種類		排水基準 (許容限度)
有 害 物 質	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L
	シアン化合物	1 mg/L
	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	0.2 mg/L
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L
	六価クロム化合物	0.5 mg/L
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
	トリクロロエチレン	0.3 mg/L
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
	ジクロロメタン	0.2 mg/L
	四塩化炭素	0.02 mg/L
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
	チウラム	0.06 mg/L
	シマジン	0.03 mg/L
	チオベンカルブ	0.2 mg/L
	ベンゼン	0.1 mg/L
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	10 (230) mg/L	
ふっ素及びその化合物	8 (15) mg/L	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L	

有機燐化合物の排水基準は水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める県条例による。ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物について、()内の数値は海域に排出する場合の排水基準を示す。アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の排水基準は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量をいう。

5 横浜市における水域区分ごとの達成目標及び補助目標

河川域

水域区分	目標イメージ	達成目標			補助目標						
		BOD	生物指標による 感覚的な水質階級	ふん便性 大腸菌群数	※1 水深	※1 流速	河床状況 と美観	周辺環境			
I	A 豊かな緑に囲まれた 自然のまじりぎ	3mg/l 以下	「源流・上流域」の 「きれい」  ホトケドジョウ  アブラハヤ	1,000 個/100ml 以下	5~15 (10) cm ^{*2}	—	自然河床 の保全 ・ ゴミの ないこと	自然環境の保全を重視し、自然生態系の保全を図るとともに、澄んだせせらぎの復元に努める。			
	B 魚と人が楽しめる のどかな小川	3mg/l 以下	 カワナ				10~25 (15) cm ^{*2}	—	自然河床 の復元 ・ ゴミの ないこと	河川の自然環境の復元や周辺農地等も含めた生物生息環境の復元に努めるとともに親水性に配慮する。	
	B 水遊びが楽しめる 澄んだ流れ	5mg/l 以下	 サワガニ								
II	A 水遊びが楽しめる 澄んだ流れ	3mg/l 以下	「上流～下流域」の 「きれい」  ウグイ	—	10~30 (20) cm ^{*2}	30 cm/s 程度	—	親水性の向上を図ることができる拠点を設置する等、市民にとっての身近な憩いの場として、うるおいのある水辺空間の整備に努めるとともに、生物生息環境にも可能な限り配慮する。			
	A 水遊びが楽しめる 澄んだ流れ	5mg/l 以下	 シマドジョウ					30~50 (40) cm ^{*2}	—	ゴミの ないこと	川幅や周辺空間に余裕のあるこの水域においては、豊かな流れと河川敷や沿川遊歩道を生かした水遊び、自然観察等、多様なレクリエーション利用が可能な水辺空間の整備に努める。
	B 多様な利用ができる 豊かな流れ	5mg/l 以下	 オランダガラシ								
C 散歩の楽しみ、ゆるやかな流れに うるおいを感じる川	8mg/l 以下	「上流～下流域」の 「やや汚れている」  オイカワ  エビモ	—	—	—	—	河川としては中規模にあたるこの水域においては、うるおいのある水の存在を感じられるよう、遊歩道の整備に努める。				
III A	ポイント遊歩ができる魚影が行きかう 広がりのある流れ	3mg/l 以下	「感潮域」の「きれい」  ビリンゴ  クサブグ	—	—	—	ヘドロの 堆積が ないこと	運河も含めたこの水域においては、緑化を中心にした修景性を重視し、町の中のある水辺空間の整備に努める。			
III	—	5mg/l 以下	 オサガニ	—	—	—	—	—			

資料編

III 環境基準等

海 域

水域区分	目標イメージ	達成目標			補助目標		
		COD	生物指標による 感覚的な水質階級	窒素・リン	ふん便性 大腸菌群数	底質状況 と美観	周辺環境
I	海水浴や潮干狩りが楽しめるような海岸	2mg/l 以下	「内湾」の『きれい』 「干潟」の『きれい』  シロギス  クサフグ	T-N 0.3mg/l 以下 T-P 0.03mg/l 以下	100 個/100ml 以下	ゴミが 散乱して いない こと	砂浜の保全、後背緑地の保全・復元等の生態系の保全を重視し同時に海浜レクリエーション等の親水性にも配慮する。
II	釣りや水辺の散歩等、余暇に利用できる憩いのある水辺	3mg/l 以下	「干潟」の『きれい』 「内湾」の『きれい』  ビリンゴ  ミミズハゼ	T-N 0.6mg/l 以下 T-P 0.05mg/l 以下	—	ヘドロが 堆積して いない こと	底質の改善等、閉鎖性海域の環境の改善や干潟の保全に努め、プロムナードや親水公園の整備等、親水機能の改善に配慮する。
III	港情緒を味わうことができる水辺	3mg/l 以下	「岸壁」の『きれい』 「内湾」の『きれい』  ヨロイソギンチャク  クサフグ	T-N 1.0mg/l 以下 T-P 0.09mg/l 以下	—	ヘドロが 堆積して いない こと	港や湾内に位置する波の穏やかなこの水域においては、親水性と修景性の両面を重視し、臨海公園における水辺への親しみやすさの創出とともに、うるおいのある海辺景観づくりに努める。
IV	釣りや遊覧船のクルージングが楽しめる水辺	2mg/l 以下	「岸壁」の『きれい』 「内湾」の『きれい』  シロギス  マアジ	T-N 0.3mg/l 以下 T-P 0.03mg/l 以下	—	ゴミが 浮いて いない こと	この沿岸水域においては、生物生息環境と眺望へ配慮し、海釣り施設やマリーナの整備に努める。

(注) 水域区分の対応は、以下のとおり。

河川域	海域
I. 「源流～上流域」	I. 「砂浜域」
II. 「上流～下流域」	II. 「干潟域」
III. 「感潮域」	III. 「港湾域」
	IV. 「その他の沿岸域」

- *1) 水深・流速の補助目標値は、「晴天時の平均的な値」とする。
- *2) 水深の補助目標値欄の()内の数値は、代表的な値である。

*平成12年10月31日類型指定の変更で入江川、帷子川、大岡川、宮川、侍従川はE類型からB類型になったため、水域区分に新たにI㊸、II㊸、III㊸を設定しました。
なお、新水域区分は平成13年度から適用しています。

横浜市の水域区分一覧

(河川域)

区分	水系	水 域
IA	鶴見川	寺家川
		岩川
		梅田川・台村川
	帷子川	堀谷戸川
		矢指川
	大岡川	大岡川（田中橋より上流）
	宮川	宮川（左支川合流点より上流）
	侍従川	侍従川（新川橋より上流）
	柏尾川	名瀬川
		舞岡川
いたち川（城山橋より上流）		
I ㊸	帷子川	帷子川（矢指川合流点より上流）
		二俣川
		中堀川
		市沢川
		くぬぎ台川
IB	鶴見川	奈良川
		黒須田川
		大熊川
		鳥山川
	柏尾川	阿久和川
		平戸永谷川
	境川	大門川
		相沢川
		和泉川
		宇田川

* I ㊸・II ㊸・III A は平成13年度より適用

区分	水系	水 域
II ㊸	入江川	入江川（寺尾橋より上流）
	帷子川	帷子川（矢指川合流点より宮川橋まで）
		今井川
大岡川	大岡川（田中橋から弘岡橋まで）	
	日野川	
II A	鶴見川	江川
	早渕川	
II B	柏尾川	柏尾川（平戸永谷川合流点より久保橋まで）
	鶴見川	鶴見川（市境より大綱橋まで）
II C	鶴見川	恩田川（市境より下流、鶴見川本川合流点まで）
	柏尾川	柏尾川（久保橋から市境まで）
		いたち川（城山橋より下流）
III A	境川	境川（市域全川）
	入江川	入江川（寺尾橋より下流）
	帷子川	帷子川（宮川橋より下流）
	大岡川	大岡川（弘岡橋より下流）
	宮川	宮川（左支川合流点より下流）
III	侍従川	侍従川（新川橋より下流）
	鶴見川	鶴見川（大綱橋より下流）

(海域)

区分	水 域
I	金沢湾
II	平潟湾
III	鶴見川河口先海域
	横浜港（内港）
IV	根岸湾
	上記の海域の外海で横浜市に関連する海域

6 土壌汚染に関する環境基準

平成3年8月23日 環境庁告示第46号
最近改正 平成13年3月28日 環境省告示第16号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 1mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。

7 ダイオキシン類の環境基準等

(1) ダイオキシン類に係る環境基準

平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号
最近改正 平成 14 年 7 月 22 日 環境省告示第 46 号

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法の大気基準適用施設と大気排出基準

項 番 号	特定施設の種類の	排出基準（単位：ng-TEQ/m ³ ）		
		新設施設	既設施設	
			～ H14.11.30	H14.12.1 ～
1	焼結鉢（鉄鋼の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉であって、原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン以上のもの	0.1	2	1
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）であって、変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア以上のもの	0.5 ※	20	5
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉢炉、溶解炉及び乾燥炉であって、原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上のもの	1	40	10
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉であって、焙焼炉及び乾燥炉にあっては原料の処理能力が 1 時間当たり 0.5 トン以上のもの、溶解炉にあっては容量が 1 トン以上のもの	1 ※	20	5
5	廃棄物焼却炉であって、火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計）が 0.5m ² 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が 1 時間当たり 50kg 以上のもの	4t/時以上	0.1 ※	1
		2～4t/時	1 ※	5
		2t/時未満	5 ※	10

※既存施設の一部で、平成9年12月2日以降、平成12年1月14日までに設置されたもののうち、既に大気汚染防止法により抑制基準が適用されていた施設は新設施設の基準が適用される。

(3) ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設と水質排出基準

号 番 号	特 定 施 設 の 種 類	排出基準 (10pg-TEQ/L)	
		新設施設の 基準適用日	既設施設の 基準適用日
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	H12. 1.15	H13. 1.15
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	H14. 8.15	H15. 8.15
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	H13.12. 1	H14.12. 1
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	H14. 8.15	H15. 8.15
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	H17. 9. 1	H18. 9. 1
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	H12. 1.15	H13. 1.15
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	H13.12. 1	H14.12. 1
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	H13.12. 1	H14.12. 1
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	H16. 1. 1	H17. 1. 1
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	H16. 1. 1	H17. 1. 1
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジンドロ [3,2-b;3',2'-m] トリフェノジオキサジン(別名 ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	H14. 8.15	H15. 8.15
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	H12. 1.15	H13. 1.15
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	H14. 8.15	H15. 8.15
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	H17. 9. 1	H18. 9. 1
15	別表第1 第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	H12. 1.15	H13. 1.15

品番 号	特定施設の種類	排出基準 (10pg-TEQ/L)	
		新設施設の 基準適用日	既設施設の 基準適用日
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	H12. 1.15	H13. 1.15
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第308号）別表一の項、三の項及び六の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	H17. 9. 1	H18. 9. 1
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	H12. 1.15	H13. 1.15
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限る、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	H12. 1.15	H13. 1.15